

毎月実施しています！



# LGBT電話相談 (多摩市主催)



性的指向・性自認等に関する悩みやコミュニティに関する情報について、  
豊富な経験を持つ専門の相談員がお話を伺います。

## 電話相談日程

### 毎月第3火曜日

※祝日の場合は実施いたしません

4月 6月 8月  
10月 12月 2月  
⇒14:00~18:00

5月 7月 9月  
11月 1月 3月  
⇒16:00~20:00

(相談時間1人30分程度)

相談専用回線へ直接お電話をおかけください。

同性が好きかもしれない  
・性別に違和感がある・  
自分が当事者が迷っている方、ご家族の方、周りの方、お気軽にご相談ください。専門の相談員が相談を受け付けます。多摩市民でない方もOKです。秘密は厳守します。

※LGBTとは、L(レズビアン) G(ゲイ) B(バイセクシュアル) T(トランスジェンダー)の総称です。多摩市はLGBTに限らず、多様なセクシュアル・マイノリティの方々を支援します。

相談員：NPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワークスタッフ

# ご相談は、042-355-2112へ！

事業に関する  
お問い合わせ

多摩市立TAMA女性センター TEL: 042-355-2110

〒206-0011 東京都多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階  
月曜～金曜の9時～17時(祝日・年末年始を除く)

# 多摩市のLGBTに関する取り組み

多摩市女と男の平等参画を推進する条例では「性的指向・性自認」(SOGI)を定義し、性的指向・性自認にかかわらず個人の能力を発揮できるよう取り組みを進めています。また、性的指向・性自認を理由とする差別を禁止しています。

**性的指向** 人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向(この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性があります。)をいいます。

**性自認** 自分がどの性別であるかの認識(この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。)のことをいいます。

**第3条** 市、市民、事業者及びその他の団体は、次に掲げる基本理念に基づいて男女平等参画社会の実現に関する施策を推進しなければなりません。

(1) すべての人が、個人として尊重され、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、個人の能力及び個性を発揮し、意欲及び希望に沿って、社会的責任を分かち合うこと。

(5) すべての人が、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並びに性別に起因する暴力を決してしてはならないこと。

(6) すべての人が、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を含む諸問題について、特に困難な状況にある人への配慮をすること。

## 多摩市パートナーシップ制度について

**多摩市  
パートナーシップ制度**

見える絆が、見えない困難を救うから。

多摩市は、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第3条に定める基本理念に基づき、性的指向及び性自認による差別等の様々な問題を解消し、全ての人が住みやすく暮らしやすい社会の実現を目指して、令和4年2月1日から「多摩市パートナーシップ制度」を開始しました。

**多摩市パートナーシップ制度とは?**

戸籍上同性であることなどを理由に結婚ができない2人の関係を、パートナーとして市が承認する制度です。法的な効力(相続の発生や税金の控除など)はありませんが、制度の導入をきっかけに、多様な性的指向<sup>※1</sup>・性自認<sup>※2</sup>を持つ当事者の方々<sup>※3</sup>が抱える生きづらさの解消と、多様な生き方が尊重されるまちの実現を市民の皆さんとともに目指します。

**多様な性とは?**

レズビアン(同性が好きな女性)、ゲイ(同性が好きな男性)、バイセクシャル(同性も異性も恋愛対象になる方)、トランスジェンダー(出生時に登録された性別に違和感がある方)、クエスチョニング(又はクィア、自分が何者なのか分からない、決めたくない方)、さらにこれらには定義されない様々なあり方があり、それぞれの頭文字で「+」記号を使って、「LGBTQ+」と表現されることがあります。

**市民・事業者の皆様へ**

当事者の方が日常で直面している困難の解消のためには、市全体での多様性に対する理解を進め、差別や偏見をなくしていく必要があります。制度の趣意をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えていきますよう、ご協力をお願いします。

この制度の趣意を説明するQRコード

多摩市公式ホームページ

多摩市立TAMA女性センター TEL:042-355-2110

※1 異性愛以外の性的指向、両性愛  
※2 自分がどの性別であるかを認める、いらない  
※3 「性的マイノリティ」「性的少数者」等と称されることのない当事者について、多摩市では「多様な性的指向・性自認の方々」という表現を用いて表現しています。

多摩市は、上記条例に基づき、多様な性的指向(好きになるのは男性か、女性か、どちらもか、いずれでもないか)・性自認(自分の性をどうとらえているか、いないか)に対する理解が未だ十分に進んでいない中で、生きづらさを感じているLGBTQ+(エルジービーティーキュープラス)当事者等への支援として、「多摩市パートナーシップ制度」を令和4年2月より導入しました。

制度の実施を性的指向及び性自認を理由とした生きづらさや差別・偏見の解消、地域における理解の促進につなげ、全ての人が性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず住みやすく暮らしやすい社会を実現することを目的としています。詳細は下記URLかQRコードから、多摩市公式ホームページをご覧ください!

<https://www.city.tama.lg.jp/0000014487.html>

